必要書類チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 全設備等共通 | □必要書類チェックリスト（本書類）□交付申請書（第１号様式）□交付請求書（第３号様式）□事業結果報告書（別紙１）□仕様書等※住宅用省エネルギー設備等の製品名や容量等、事業結果報告書に記載した内容が確認できるパンフレット等□未使用品であることが分かる書類（保証書の写し等）□住宅用省エネルギー設備等の設置工事の着工日及び完了日（住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅を新築し、又は購入する場合にあっては、当該住宅の引渡しの日）が確認できる書類の写し※電気自動車を導入の場合は自動車検査証の写し□領収書等※各住宅用省エネルギー設備等の設置費及び事業者の所在地等が確認できる書類の写し□申請者の住民票の写し※第１号様式で、住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合は必要ありません。□本市の市税の納税証明書※第１号様式で、市税の納付状況について市長が公簿等で確認することに同意した場合は必要ありません。□住宅用省エネルギー設備等の設置状況が確認できる写真※太陽光発電設備を既存住宅に設置した場合は、設置前後の写真。※断熱窓を設置した場合は、設置した全ての窓について以下の条件を満たす設置前後写真。　・新しい窓であることが確認できること（シール等が残った状態の写真等）・図面と照合して、改修した窓の位置が確認できること・設置前後でなるべく同じ角度から撮影していること※電気自動車を導入の場合は、保管場所（車庫・駐車場等）において、１.車の全体、２.車のナンバープレートを撮影した写真 |
| 太陽光発電設備を設置する場合 | □特定契約締結に係る書類の写し |
| 既存住宅の場合 | □既存住宅であることを証明できる書類の写し（検査済証又は課税明細書等） |
| HEMSを設置している場合 | □製品名が確認できる書類の写し□機器の型番が確認できる保証書の写し又は写真 |
| 断熱窓を設置する場合 | □既存住宅であることを証明できる書類の写し（検査済証又は課税明細書等）□1居室の外気に接する全ての窓を改修していることが確認できる図面等（平面図、立面図等） |
| Ⅴ２Ｈ充放電設備を設置する場合 | □太陽光発電設備を併設していることが分かる書類（売電明細書の写し、接続契約の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し及び太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真）□電気自動車等を導入していることが分かる書類（自動車検査証の写し等） |
| 電気自動車等を導入する場合 | □発電した電気を電気自動車に充電できることを証明する書類（充電設備（普通、急速、Ｖ２Ｈ）の保証書の写し又は売電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真）□太陽光発電設備を併設していることが分かる書類（売電明細書の写し、接続契約の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し及び太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真） |
| ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合 | □保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険に限る）の写し |
| 太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムを併設する場合 | 【過去に太陽光発電設備を設置】□太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し又は接続契約に係る書類の写し及び太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真【過去に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置】□製品名が確認できる書類の写し□機器の型番が確認できる保証書の写し又は写真（太陽光発電設備の場合は売電していることが確認できる書類の写しも含む） |
| 住宅の所有者と申請者が異なる場合（又は当該住宅に共同所有者がいる場合） | □住宅用省エネルギー設備等を設置する住宅の全ての所有者の当該設備を設置することの同意が確認できる書類 |
| 分譲共同住宅に設置する場合 | □管理組合の集会の決議が確認できる書類※住宅用省エネルギー設備等を設置する集合住宅の管理規約により決議が必要な場合（必ず管理規約を確認して下さい） |
| リース契約の場合 | □リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類□リース契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書□リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） |
| 本制度以外に助成を受けている場合 | □本制度以外の補助金等の確定額が確認できる書類の写し |